

第5次八女市男女共同参画行動計画
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

基本目標	主要課題	基本的施策	具体的事業	事業の説明	実施時期	5年度事業計画	今年度の目標	事業の実績 (実施できなかった理由)	今後の目標等	担当課	
男女共同参画の意識づくり	教育の場における男女共同参画の推進	(1) 学校教育における男女共同参画の推進	1 人権教育の推進	○ 男女平等・人権尊重の視点に立った人権教育の推進を図ります。	継続	人権尊重の視点に立った学校づくりを目指すため、人権・同和教育指導主事を派遣し、人権教育の支援を行う。	人権教育が人権尊重の視点に立って、計画的・組織的に推進されるよう努める。	学校における人権教育を推進するため、人権・同和教育指導主事を派遣し、人権尊重の視点に立った支援を行った。	男女平等・人権尊重の視点に立った学校づくりを支援し、人権教育の推進を図る。	人権・同和教育課	
			2 性に関する指導の充実	○ 児童・生徒の発達段階に応じた性教育の推進を図ります。	随時	性教育に関する児童・生徒指導の充実。	児童・生徒の発達段階に応じた性教育を充実する。	性教育を、男女平等を推進する教育の基本として捉え、人間尊重の精神や生命の尊厳、性差についての正しい認識を育てるため、児童・生徒の発達段階に応じた性教育の充実を図った。	今後も継続して、人間尊重の精神や生命の尊厳、性差に関して正しい認識を育てるため、児童・生徒の発達段階に応じた性教育を充実する。	教育指導課	
			3 男女共同参画の視点に立った進路指導の充実	○ 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性を尊重した進路指導の充実を図ります。	随時	学校における進路指導の充実。	幅広い視野からの進路先や就職先を選択できるような進路指導と学習活動の充実を図る。	職業選択を自立の基礎として位置づけ、担任や進路指導主事を中心に、職場体験学習等を通して、個人の能力や適性及び本人の意思を重視して、幅広い視野からの進路先や就職先を選択できるような、将来への展望を持った進路指導と学習活動の充実を図った。	これまでの進路指導方針を継承しつつ、幅広い視野からの進路先や就職先を選択できるような、将来への展望を持った進路指導と学習活動の充実を図る。	教育指導課	
			4 教育相談の充実	○ 関係機関の連携により、児童・生徒や保護者の相談窓口の充実を図ります。	随時	児童・生徒に係る教育相談の充実。	専門家を活用し、相談体制の充実を図る。	さまざまな児童生徒に係る教育課題について、教育相談室を中心として相談を行い、相談対応として専門家を活用し、相談体制の充実を図った。また、学校、家庭児童相談室、NPOリーベル、医療機関、警察署等との連携により、相談の充実を図った。	引き続き専門家を活用し、相談体制の充実を図る。	教育指導課	
		(2) 教育に携わる者への啓発の推進	5 教職員・保育職員等の研修の充実	○ 教育・保育に携わる職員に対し、男女平等・人権尊重に関する研修を実施します。	通年	職員に対し、人権尊重に関する啓発に努める。	職員に対し、人権尊重に関する啓発に努め、人権意識を高めていく。	保育従事者として、「人権擁護のためのチェックリスト」の定期実施、自己評価を行い、職員会議において結果を共有する研修を行った。 乳幼児教育部会の人権尊重に関する	職員に対し、人権尊重に関する啓発に努め、人権意識を高めていく。	子育て支援課	
			6 社会教育関係者への啓発・情報提供	○ 社会教育に携わる関係者に対し、男女平等・人権尊重に関する研修等への参加を働きかけます。	継続	家庭での教育力向上を目指し、講座や研修会を開催する。	男女を問わず参加しやすい内容で企画する。	家庭教育セミナーを実施し、男女共同の視点を入れて啓発を実施した。	家庭教育セミナーを実施する中で、男女共同の視点を入れる。	社会教育課	
					11月	市広報・ホームページ等での啓発記事の掲載	市広報11月号に特集記事を掲載する。 市ホームページで情報発信を行う。	広報にて啓発記事を掲載(11月)	市広報11月号に特集記事を掲載する。 市ホームページで情報発信を行う。	人権・同和政策・男女共同参画推進課	
		男女共同参画に対する理解の促進	(1) 男女共同参画に関する広報・啓発活動	7 市広報・ホームページ等での啓発・情報提供	○ 男女共同参画に関する啓発記事や情報を、市の広報紙やホームページに掲載します。	11月	市広報・ホームページ等での啓発記事の掲載	市広報11月号に特集記事を掲載する。 市ホームページで情報発信を行う。	広報にて啓発記事を掲載(11月)	市広報11月号に特集記事を掲載する。 市ホームページで情報発信を行う。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
				8 男女共同参画情報誌の発行	○ 男女共同参画情報誌「とっぎやざー」を発行し、市民に配布します。	未定	男女共同参画情報誌の発行	男女共同参画情報誌「とっぎやざー」を市民との協働により発行する。	男女共同参画広報紙を年2回作成発行	男女共同参画情報誌「とっぎやざー」を市民との協働により発行する。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
				9 表現ガイドラインの整備・活用	○ 情報発信の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行います。 ○ 社会情勢の変化等に応じてガイドラインの見直しを行います。	通年	表現ガイドラインの活用	情報発信の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行う。 各課にガイドラインの活用を促す。	表現ガイドラインについては、各課にインフォメーションを使い、9月に周知	情報発信の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行う。 各課にガイドラインの活用を促す。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
						—	発行済の刊行物等の表現の点検	点検の結果、表現に不備があれば、ガイドラインに沿った見直しを行う。	「町内会・自治会加入促進リーフレット」に不適切な表現があったため、見直しを行った。	発行する刊行物等において、ガイドラインに沿った表現になっているか、常に注意を払う。	総務課
						—	該当なし	—	—	該当なし	人事課
—	該当なし					—	—	該当なし	財政課		
随時	刊行物を作成する際に基準となるガイドラインに基づいての発行					様々な差別的表現を避けることを注視し、ガイドラインの有効活用と刊行物の作成にあたる。	ガイドラインに基づき発行を行った。	様々な差別的表現を避けることを注視し、ガイドラインの有効活用と刊行物の作成にあたる。	防災安全課		
—	該当なし					—	—	該当なし	DX推進室		
継続	広報八女の発行(12回)。 ホームページの更新(随時) FMお知らせ放送(随時)	今後も引き続き刊行物等の発行の際には、「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行う。	「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現の工夫に努めた。	ガイドラインなどに準じるよう、表現方法の改善に努める。	企画政策課						

基本目標 I 男女共同参画の意識づくり

基本目標	主要課題	基本的施策	具体的事業	事業の説明	実施時期	5年度事業計画	今年度の目標	事業の実績 (実施できなかった理由)	今後の目標等	担当課
					継続	情報発信、刊行物等への配慮	情報発信や刊行物等作成の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行います。	ガイドラインに基づき発行を行った。	今後も引き続き刊行物等の発行の際には、ガイドラインに基づき発行を行う。	定住対策課
					継続	広報・ホームページ等	今後も引き続き刊行物等の発行の際には、ガイドラインに基づき発行を行う。	該当なし	今後も引き続き刊行物等の発行の際には、ガイドラインに基づき発行を行う。	観光振興課
					随時	広報紙・HP掲載、チラシ発行	ガイドラインに沿った表現であることを確認する	チラシ作成、広報掲載の際に、ガイドラインに沿った表現であることを確認した。	情報発信の際には、ガイドラインに沿った表現であることを確認する。	商工振興課
					継続	ガイドラインに沿った表現で情報を発信する。	情報発信の際には、ガイドラインに沿った表現であることを確認する。	情報発信の際は、ガイドラインに沿った表現とした。	引き続き、ガイドラインに沿った表現である確認しながら情報発信する。	商工・企業誘致課
					—	広報、八女市HPでの進捗状況等の周知	ガイドラインに沿った表現に留意し作成する。	広報、八女市HPでの発信については、ガイドラインに沿った表現に留意し作成した。	ガイドラインに沿った表現に留意し作成する。	新庁舎建設課
					継続	情報発信、刊行物等への配慮	情報発信や刊行物等作成の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行います。	広報、八女市HPでの発信については、ガイドラインに沿った表現に留意し作成した。	ガイドラインに沿った表現に留意し作成する。	税務課
					—	該当なし	—	—	該当なし	市民課
					随時	広報・ホームページ・SNS等	刊行物等の発行の際には、ガイドラインに基づき発行を行う。	ガイドラインに沿って情報発信を行った。	今後も引き続き刊行物等の発行の際には、ガイドラインに基づき発行を行う。	環境課
					通年	表現ガイドラインの活用	情報発信の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行う。各課にガイドラインの活用を促す。	表現ガイドラインの見直しを行い、10月には市役所内に周知。また、男女共同参画情報誌作成時には参考としている。	情報発信の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行う。各課にガイドラインの活用を促す。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
					継続	刊行物等の発行の際には、ガイドラインに基づき発行を行う。	情報発信や刊行物等作成の際は「行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った適正な表現を行う。	情報発信(ホームページ)作成時には、ガイドラインに基づいて作成した。	情報発信や刊行物等作成の際は「行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った適正な表現を行う。	福祉課
					通年	やめっこ未来館通信等の発行	情報発信の際は、「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行う。	やめっこ未来館通信を毎月発行し、「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行った。	情報発信の際は、「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行う。	子育て支援課
					通年	各種健(検)診・予防接種等のパンフレット、チラシ等の作成	情報発信の際は、「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行う。	ガイドラインを理解し、パンフレット、チラシの作成を行いました。	ガイドラインに沿ったパンフレット、チラシの作成を行う。	健康推進課
					通年	介護長寿課が行う各事業の広報・啓発活動について、ガイドラインに対応した表記を行う	市広報、ホームページ等で広報・啓発活動では、基準となるガイドラインに沿って情報発信を行う。	市広報、ホームページ等で広報・啓発活動では、基準となるガイドラインに沿って情報発信を行った。	基準となるガイドラインに添った、市広報、ホームページ等での広報・啓発活動を行う。	介護長寿課
					—	該当なし	—	—	該当なし	建設課
					—	該当なし	—	—	該当なし	農業振興課
					通年	刊行物を作成する際に基準となるガイドラインに基づいての発行。	様々な差別的表現を避ける事を注視し、ガイドラインの有効活用と刊行物の作成にあたる。	事案がなかったため、対応していない。	様々な差別的表現を避ける事を注視し、ガイドラインの有効活用と刊行物の作成にあたる。	林業振興課
					—	該当なし	—	—	該当なし	第一整備室
					—	該当なし	—	—	該当なし	第二整備室
					継続	各種情報の発信の際に男女共同参画推進に係る表現への配慮を行います。	刊行物等の改定の際に「男女共同参画推進のための行政刊行物等のガイドライン」に沿った表現を行うよう努める。	刊行物の改定を行っていない。	改定の際には、「男女共同参画推進のための行政刊行物等のガイドライン」に沿った表現を行うよう努める。	上下水道局
					随時	ガイドラインに基づき作成する。	資料などを作成する際は、ガイドラインに基づいて作成・確認を行う。	保護者向けのチラシなど作成する際は、ガイドラインに基づき作成できた。	引き続きガイドラインに基づき、情報発信を行う。	学校教育課

基本目標 I 男女共同参画の意識づくり

基本目標	主要課題	基本的施策	具体的事業	事業の説明	実施時期	5年度事業計画	今年度の目標	事業の実績 (実施できなかった理由)	今後の目標等	担当課
					継続	公民館だより等の発行	ガイドラインに沿って発行する。	公民館だより等を発行する際は、「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行った。	ガイドラインに沿って発行する。	社会教育課
					継続	スポーツだより八女の発刊。	情報発信や刊行物等作成の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行います。	情報発信(ホームページ)作成時には、ガイドラインに沿った表現を行い作成した。	情報発信や刊行物等作成の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行います。	スポーツ振興課
					継続	刊行物作成時のガイドラインに基づいた発行。	募集チラシ等を発行する際、ガイドラインに沿った表現になっているか確認し、発行する。	【文化振興係】チラシ等を作成する際に、表現ガイドラインに沿った表現を実施できた。	【文化振興係】引き続き、発行物を作成するときにはガイドラインを活用する。	文化振興課
					継続	ガイドラインに基づき作成する。	引き続き、ガイドラインに沿った表現を行い、情報発信に努める。	ガイドラインに沿った表現を確認し、資料や啓発冊子を作成した。	ガイドラインに沿った表現を行い、情報発信に努める。	人権・同和教育課
					—	該当なし	—	—	該当なし	会計課
					継続	議会だよりの発行における表現の確認	議会だよりを作成する際は、基準となるガイドライン(指針)に基づき発行する。	議会だよりを作成において、基準となるガイドライン(指針)に基づき発行した。	引き続き、ガイドライン(指針)に基づき発行する。	議会事務局
					—	該当なし	—	—	該当なし	監査事務局
					—	該当なし	—	—	該当なし	農業委員会事務局
					通年	イベント等の情報発信	情報発信の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行います。	男女共同参画講演会のチラシ作成に関しガイドラインに沿った表現を行った。	刊行物を作成する際は、ガイドラインの確認を行う。	黒木支所
					通年	イベント等の情報発信	情報発信の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行う。	情報発信の際は、ガイドラインに沿った表現を用い発行した。	今後も引き続き情報発信の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行う。	立花支所
					通年	イベント等の情報発信	情報発信の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行います。	男女共同参画講演会のチラシ作成に関しガイドラインに沿った表現を行った。	刊行物を作成する際は、ガイドラインの確認を行う。	上陽支所
					—	なし	情報発信の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行います。	無	刊行物を作成する際は、ガイドラインの確認を行う。	矢部支所
					通年	イベント等の情報発信	情報発信の際は「男女共同参画推進のための行政刊行物等の作成に関するガイドライン」に沿った表現を行う。	刊行物等発行の際は、ガイドラインに沿った表現を行った。	今後も引き続き刊行物作成の際は、ガイドラインに沿った表現の確認を行う。	星野支所
	(2) 男女共同参画に関する学習の機会の提供	10	男女共同参画に関する講座・講演会の開催	○ 男女共同参画の理解を深め、男女がいきいきと活躍できる社会づくりの機運を高める講座・講演会を開催します。 ○ 人権に関する講座等には、男女共同参画に関するテーマも取り入れ計画・実施します。	通年	各講座等の開催	男女共同参画をテーマにした内容の講座を実施する。	市の他の行事と重なり開催することができなかった。	市民との協働による男女共同参画講演会を開催する。 男女共同参画をテーマにした内容の講座を実施する。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
		11	講座・講演会での託児室の開設	○ 講座・講演会等を開催する際は、子どもをもつ人が参加しやすいよう託児室を開設します。	—	該当なし	—	—	該当なし	総務課
					—	該当なし	—	—	該当なし	人事課
					—	該当なし	—	—	該当なし	財政課
					随時	会議等における配慮	必要に応じて託児室を開設する。	市が講座・講演会、会議等を主催する際に、託児所を設けるようにしていたが、必要とするケースが無かった。	必要に応じて託児室を開設する。	防災安全課
					—	該当なし	—	—	該当なし	DX推進室
					継続	講座・講演会開催時の託児所の設置	まちづくり団体と連携し、団体が主催する講座・講演会等において託児所設置について働きかけを行う	講演会の対象者を協議会委員に限定したため託児所の設置が不要であった。	一般参加者を対象とする講演会を開催する折には託児所設置の働きかけを行う。	企画政策課
					継続	講座等開催時の配慮	子どもをもつ人が参加しやすいよう、市が主催する会議・講座等開催の際は託児を開設します。	市が講座・講演会、会議等を主催する際に、託児を必要とするケースが無かった。	講座・講演会、会議等を主催する際は、託児を実施するとともに各事業所や観光団体等へも啓発を行う。	定住対策課

基本目標 I 男女共同参画の意識づくり

基本目標	主要課題	基本的施策	具体的事業	事業の説明	実施時期	5年度事業計画	今年度の目標	事業の実績 (実施できなかった理由)	今後の目標等	担当課
					継続	講座等における託児の実施	講座・講演会、会議等を主催する際は、託児を実施するとともに各事業者や観光団体等へも啓発を行う。	該当なし	講座・講演会、会議等を主催する際は、託児を実施するとともに各事業者や観光団体等へも啓発を行う。	観光振興課
					随時	八女創業塾	託児所等の必要があるか確認する	託児所等の要否について確認を行った。	今後も託児等必要の有無を確認する。	商工振興課
					継続	必要に応じて開設予定	託児等必要の有無を確認する。	講演会等の開催なし。	必要に応じて開設することとする。	商工・企業誘致課
					—	該当なし	—	—	該当なし	新庁舎建設課
					継続	講座等開催時の配慮	子どもをもつ人が参加しやすいよう、市が主催する会議・講座等開催の際は託児を開設します。	市が主催する会議・講座等の開催はなかったが、開催する際には子どもをもつ人が参加しやすいよう託児を開設する。	ガイドラインに沿った講座等開催時には配慮する。	税務課
					—	該当なし	—	—	該当なし	市民課
					随時	講座・講演会等を開催する際は、託児所の検討を行う。	開催する場合は、託児所開設に努める。	無	開催する場合は、託児所開設に努める。	環境課
					通年	講座・講演会での託児室の開設	講座・講演会での託児室の開設し、子どもを持つ人が参加しやすいようにする。	実施なし	講座・講演会での託児室の開設し、子どもを持つ人が参加しやすいようにする。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
					通年	講座・講演会開催時における託児室の開設	講座・講演会開催時は託児室を開設し、子どもを持つ人が参加しやすいようにする。	実施なし	講座・講演会での託児室の開設し、子どもを持つ人が参加しやすいようにする。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
					継続	講座・講演会等を開催する際は、対象者に照らし合わせながら検討する。	必要に応じて、対応する。	講演会開催時に、対象者に照らし合わせ検討を行った。	必要に応じて、対応する。	福祉課
					通年	講座・講演会等開催時の託児室の開設	講座・講演会を開催する際には、毎回託児室を開設し、子どもを持つ人が参加しやすいようにする。	市内での各種講座時に集団託児を行い、子どもを持つ人が参加しやすいよう努めた。講座数117回。	講座・講演会を開催する際には、毎回託児室を開設し、子どもを持つ人が参加しやすいようにする。	子育て支援課
					通年	・住民健診(レディースデー)で託児室を設置する。 ・健診受診時にファミサポに託児する方の託児料が無料になる「子育て世代応援券」を交付する。	・住民健診(レディースデー)で託児室を設置する。 ・健診受診時にファミサポに託児する方に対し、託児料が無料になる「子育て世代応援券」の交付を行う。	・6日間実施した住民健診のレディースデー全てに託児所を設置した。 ・健診受診時にファミサポに託児する方に対し、託児料が無料になる「子育て世代応援券」を交付し、支援を行った。	引き続き、地区健診会場(レディースデー)での託児室の開設及び健診受診時にファミサポに託児する方に対し、託児料が無料になる「子育て世代応援券」の交付を行う。	健康推進課
					通年	介護長寿課において幅広い年代を対象とした講演会等を開催する際は子どもをもつ人が参加しやすいよう、託児室を開設し、案内文書等に記載する。	幅広い年代を対象とした講演会等を開催する場合は、ガイドラインに沿って対応する。	幅広い年代を対象とした講演会等の時は、ガイドラインに沿った対応ができた。	幅広い年代を対象とした講演会等を開催する場合は、ガイドラインに沿って対応する。	介護長寿課
					—	該当なし	—	—	該当なし	建設課
					—	該当なし	—	—	該当なし	農業振興課
					通年	会議等における託児の検討	必要に応じて託児を実施する。	事案がなかったため、対応してない。	必要に応じて託児を実施する。	林業振興課
					—	該当なし	—	—	該当なし	第一整備室
					—	該当なし	—	—	該当なし	第二整備室
					—	該当なし	—	—	該当なし	上下水道局
					随時	「移動教育委員会」、「八女市教育の日事業」等に子どもを持つ人も参加しやすいよう努める。	「移動教育委員会」、「八女市教育の日事業」等について、求められているニーズに応え、参加者が利用しやすいように改善を行い実施する。	「移動教育委員会」で、引き続きニーズを調査していく。「八女市教育の日事業」は今回一般参加を行っていない。	「移動教育委員会」、「八女市教育の日事業」等について、求められているニーズに応え、参加者が利用しやすいように改善を行い実施する。	学校教育課
					継続	公民館講座等における託児の実施	託児を必要とする場合は実施します。	公民館講座において、必要な場合は託児を実施した。	託児を必要とする場合は実施する。	社会教育課
					継続	親子参加型のスポーツ教室・体力教室の開催	事業を開催する場合は、必要に応じて託児所を設置する。	事業を開催する場合は、必要に応じて託児所を設置した。	継続して託児所を設置し、参加しやすい学習の機会を提供します。	スポーツ振興課

基本目標 I 男女共同参画の意識づくり

基本目標	主要課題	基本的施策	具体的事業	事業の説明	実施時期	5年度事業計画	今年度の目標	事業の実績 (実施できなかった理由)	今後の目標等	担当課	
					継続	学びや体験の機会の提供	事業を実施する際には、子育て中でも参加しやすい環境整備に配慮する。	体験イベント等については、年齢層、家族構成に配慮し、参加しやすい環境を整えながら開催した。	年間を通し、誰もが参加しやすい環境整備に配慮しながら、事業を企画実施していきます。	文化振興課	
					継続	研修会等の開催に関して、託児希望者の事前確認を行う。	引き続き、希望に応じて託児を行う。	託児を必要とする参加者を対象とした研修会を開催していないため。	希望に応じて託児を行う。	人権・同和教育課	
					—	該当なし	—	—	—	該当なし	会計課
					継続	会議等へ子どもをもつ女性が参加しやすい環境づくり	本会議等の傍聴及び市民と議会の意見交換会へ子どもをもつ女性が参加しやすい環境について調査研究を行う。	入場制限は行わなかったが、感染対策を行ったため、参加しやすい環境ではなかった。	本議会等の傍聴及び市民と議会の意見交換会に、子どもを持つ女性が参加しやすい環境に必要なことを調査研究するとともに、議会だよりやホームページ等で周知し、参加向上を図る。	議会事務局	
					—	該当なし	—	—	—	該当なし	監査事務局
					—	該当なし	—	—	—	該当なし	農業委員会事務局
					10月	男女共同参画講演会等の実施	講演会等開催時の託児室の設置	講演会を実施する運営母体がないため	今後は、地域づくり協議会と実施にむ	黒木支所	
					10月	男女共同参画講演会等の実施	講演会等開催時の託児室の設置。	託児質の利用希望者がいなかったため実施できなかった。	小さな子どもがいる方でも参加できるような講演会やセミナーの計画を行う。	立花支所	
					未定	男女共同参画講演会等の実施	公園開催催事の託児室の開設	講演会は実施できたが、当日まで託児希望がなく託児室の開設の必要がなかった。	今後も講演会等の実施の際は、託児室を準備したい。	上陽支所	
					—	なし	講演会開催時には託児室を開設しません。	無	今後は、地域づくり協議会と実施にむけて協議したい	矢部支所	
					11月	男女共同参画講演会等の実施	講演会等開催時の託児室の設置。	講演会を実施したが、託児希望がなく「託児室」開設の必要がなかった。	今後も講演会等の実施の際は、「託児室」開設を行う。	星野支所	
					12	男女共同参画に関する図書 の充実	○「男女共同参画週間」にあわせ、男女共同参画や女性問題などに関する図書を展示・貸出を行う。	継続	専用コーナーを設け、テーマ図書の展示貸出を本館にて実施する。	テーマ図書の展示貸出をSNS等を利用し広く周知する。	専用コーナーを設けて、テーマ図書の展示と貸出を実施できた。
男女共同参画に関する 国際的協調	(1) SDGsに関する理解の 促進	13	SDGsに関する啓発・情報提供	○ SDGsに関する理解を深めるため、啓発や情報提供を行います。	通年	企業等への啓発	SDGsの理解を深めるために企業への啓発を行う。	県講演会等を含め、商工会・商工会議所等への周知依頼を実施	市民との協働による男女共同参画講演会のテーマにSDGsを取り入れる。SDGsの理解を深めるために企業への啓発を行う。	人権・同和政策・男女共同参画推進課	
		14	SDGsに関する学習機会の 提供	○ SDGsをテーマとした講座・講演会を開催します。 ○ 他の機関がSDGsをテーマに開催する講座・講演会について情報提供を行います。	通年	企業等への情報提供	企業等に講演会等の情報提供を行う。	市の他の行事と重なり開催することができなかった。	市民との協働による男女共同参画講演会のテーマにSDGsを取り入れる。企業等に講演会等の情報提供を行う。	人権・同和政策・男女共同参画推進課	
男女が共に 参画する社会 環境づくり	ワーク・ライフ・バランス の推進	(1) 仕事と子育ての両立支 援の充実	15	「子ども・子育て支援事業計画」の推進	○「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援の充実や子育て環境の整備、配慮が必要な子どもと家庭に対する支援を行います。	通年	「子ども・子育て支援事業計画」に基づき実施される各種事業の進捗状況を確認する。	「第2期子ども・子育て支援事業計画」に記載された評価指標とその成果を確認し、7月の子ども・子育てで会議に報告を行う。	「第2期子ども・子育て支援事業計画」に記載された評価指標とその成果を確認し、7月の子ども・子育てで会議に報告を行う。	子育て支援課	
			16	家族介護者に対する支援の 充実	○「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、家族介護者への支援や、地域で支えあう環境づくりを進めます。	通年	重度の介護が必要な高齢者を在宅で介護する家族の身体的、精神的、経済的負担を軽減するため、介護用品を支給する。	介護認定決定通知送付時、窓口来庁時等に事業の周知を行い、仕事と介護の両立の支援を行う。	重度の介護が必要な高齢者を在宅で介護する家族の身体的、精神的、経済的負担を軽減するため、介護用品を支給した。	広報・ホームページ等で制度を周知したり、介護認定決定通知送付時、窓口来庁時に事業の案内を行うことにより、家族に対する支援の拡大を行う。	介護長寿課
		(3) ワーク・ライフ・バランスに関する啓 発の充実	17	男性の家事・育児等への参 画を促す啓発・情報提供	○「おとこの料理教室」など、男性が参加しやすい両立支援講座を開催します。 ○「プレママ・プレパパ講座」など、父母が一緒に参加できる子育て講座を開催します。 ○市広報やホームページ等を活用して、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発や情報提供を行います。	通年	やめっこダイアリー(電子母子健康手帳)への育児等の情報発信	男女がともに育児を行う環境を実現できるようになる講座を開催し、男性の育児等への参画につなげていく。	・やめっこダイアリー(電子母子健康手帳)への育児等の情報発信を行った。やめっこダイアリー登録者数(558人、内男性27人)	父母参加型の講座を開催し、妊娠・出産に関する男性の理解を深め、男性の育児等への参画につなげていく。	子育て支援課
			18	企業・事業所等への啓発・ 情報提供	○企業・事業所等に対し、ワーク・ライフ・バランスの推進や労働環境の整備に関する啓発や情報提供を行います。	通年	市広報やホームページ等によるワーク・ライフ・バランスに関する啓発や情報提供	市広報やホームページ等を活用して、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発や情報提供し、男性の家事・育児等への参画を促す	県講演会等を含め、商工会・商工会議所等への周知依頼を実施(パパ育児フォーラム等含む)	市広報やホームページ等を活用して、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発や情報提供し、男性の家事・育児等への参画を促す	人権・同和政策・男女共同参画推進課
通年	企業・事業所等への啓発・情報提供	商工会議所等を通して啓発・情報提供を行う。	県講演会等を含め、商工会・商工会議所等への周知依頼を実施	商工会議所等を通して啓発・情報提供を行う。	人権・同和政策・男女共同参画推進課						

基本目標 I 男女共同参画の意識づくり

基本目標	主要課題	基本的施策	具体的事業	事業の説明	実施時期	5年度事業計画	今年度の目標	事業の実績 (実施できなかった理由)	今後の目標等	担当課	
2	労働の分野における女性活躍の推進	(1) 女性が働きやすい労働環境の整備	19 女性の就労支援	○ 女性のスキルアップや就業を目的とした講座を開催します。 ○ 市広報やホームページ等を活用して、女性の就労支援に関する情報提供を行います。	継続	ホームページ等への掲載、関係機関が発行したチラシ等の配架で啓発を行う。	継続して実施する。	女性の就労支援に関して、市広報市紙及び市ホームページに情報を掲載し周知啓発を行った。	引き続き実施する。	商工・企業誘致課	
					通年	八女市女性活躍推進計画に基づく企業・事業所等への啓発・情報提供	商工会議所等を通して啓発・情報提供を行う。	県講演会等を含め、商工会・商工会議所等への周知依頼を実施	商工会議所等を通して啓発・情報提供を行う。	人権・同和政策・男女共同参画推進課	
					継続	就業を目的とした資格取得やスキルアップのための講座を開催する。	働く女性などに必要な援助を行い、就労促進に寄与する。	パソコンや簿記など、就業支援に係る講座を実施し、就業を支援した。	引き続きスキルアップや就業支援のための講座を開催していく。	社会教育課	
		(2) セクシュアル・ハラスメント等の防止	20 一般事業主行動計画の策定の支援	○ 企業・事業所が女性活躍推進法および次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定するにあたって、必要な支援を行います。	通年	八女市女性活躍推進計画に基づく企業・事業所等への啓発・情報提供	商工会議所等を通して啓発・情報提供を行う。	県講演会等を含め、商工会・商工会議所等への周知依頼を実施(パパ育フォーラム等含む)	商工会議所等を通して啓発・情報提供を行う。	人権・同和政策・男女共同参画推進課	
					通年	市広報やホームページ等によるセクハラ、パワハラなどのハラスメント防止に関する啓発	市広報やホームページ等を活用して、啓発を行いセクハラ、パワハラなどのハラスメント防止に努める。	市広報11月号にて啓発掲載	市広報やホームページ等を活用して、啓発を行いセクハラ、パワハラなどのハラスメント防止に努める。	人権・同和政策・男女共同参画推進課	
					継続	ホームページ等への掲載、関係機関が発行したチラシ等の配架で啓発を行う。	継続して実施する。	様々なハラスメントにかかる相談窓口の周知を市広報や市ホームページにて実施した。	引き続き実施する。	商工・企業誘致課	
	(2) セクシュアル・ハラスメント等の防止	22 ハラスメントに関する相談窓口の周知	○ 市広報やホームページ等を活用して、ハラスメント被害者のための相談窓口の周知を図ります。	通年	市広報・ホームページ等や相談電話カードによるハラスメントに関する相談窓口の周知	市広報やホームページ等を活用して、ハラスメントに関する相談窓口の周知を行い、被害者を支援する。市内施設等に相談電話カードを設置する。	市広報11月号にて啓発掲載	市広報やホームページ等を活用して、ハラスメントに関する相談窓口の周知を行い、被害者を支援する。市内施設等に相談電話カードを設置する。	人権・同和政策・男女共同参画推進課		
				通年	夫婦による認定農業者への共同申請を推進し、併せて家族経営協定締結を推進する。	家族経営協定締結による女性(妻、後継者の配偶者等)の農業経営参画を継続して推進する。	3件の家族経営協定の締結を行った。	継続して支援する。	農業振興課		
				通年	労働時間の削減と臨時、常時雇用の確保を目的とした経営改善計画の策定を推進する。	労働時間の削減及び雇用確保を目標とした農業経営改善計画の策定を啓発する。	農業経営改善計画の策定に際し、経営相談を行い、労働時間の削減の啓発を行った。	継続して支援する。	農業振興課		
	3	農業における男女共同参画の推進	(1) 男女のパートナーシップの確立	23 家族経営協定の推進	○ 農業者の就業条件の整備や、農業経営への女性の参画推進のため、家族経営協定の締結を進めます。	通年	夫婦による認定農業者への共同申請を推進し、併せて家族経営協定締結を推進する。	家族経営協定締結による女性(妻、後継者の配偶者等)の農業経営参画を継続して推進する。	3件の家族経営協定の締結を行った。	継続して支援する。	農業振興課
				24 農業経営改善計画に関する啓発	○ 認定農業者が農業経営改善計画を策定する際に、労働時間の削減などについて相談や啓発を行います。	通年	労働時間の削減と臨時、常時雇用の確保を目的とした経営改善計画の策定を推進する。	労働時間の削減及び雇用確保を目標とした農業経営改善計画の策定を啓発する。	農業経営改善計画の策定に際し、経営相談を行い、労働時間の削減の啓発を行った。	継続して支援する。	農業振興課
		(2) 女性農業者への支援	25 農村女性グループの活動支援	○ 農村女性グループの学習活動や加工品開発などを支援します。	通年	「八女市農業・農村の活性化をめざす女性の会」への支援	継続して支援する。	J A や県普及指導センターなど関係機関と連携し、講演会形式での研修を行った。	継続して支援する。	農業振興課	
26 女性農村アドバイザーの育成			○ 女性農村アドバイザーをはじめ女性リーダーを育成するとともに、活動を支援します。	通年	女性オペレーター育成支援	継続して支援する。	女性農村アドバイザー3名を推薦した。	継続して支援する。	農業振興課		
4	商工自営業における男女共同参画の推進	(1) 就業環境の整備	27 商工自営業者への啓発・情報提供	○ 商工自営業における男女共同参画推進に関し、啓発や情報提供を行います。	随時	商工事業者への情報提供及び啓発	会議所、商工会を通じて会員事業者への情報提供を行う	会議所、商工会を通じて商工事業者へ情報提供の際に、他の機関からの情報や対応なども確認しながら丁寧に協力依頼や啓発を行った。	関係機関からの情報を提供する際には、併せて啓発を行う。	商工振興課	
					通年	商工自営業者への啓発・情報提供	商工会議所等を通して啓発・情報提供を行う。	県講演会等を含め、商工会・商工会議所等への周知依頼を実施	商工会議所等を通して啓発・情報提供を行う。	人権・同和政策・男女共同参画推進課	
		(2) 女性自営業者への支援	28 商工団体役員への女性の登用	○ 商工団体に理解を求め、役員への女性の登用を進めるよう啓発を行います。	随時	八女商工会議所、八女市商工会	役員等への女性登用を進めるよう啓発する	会議所、商工会と定期的に行う会議において、市の方針や女性登用に関する啓発を行った。	各種団体の役員等への女性登用に啓発に努める。	商工振興課	
			29 女性人材の育成支援	○ 関係機関と連携し、女性人材の育成をめざす研修会等の開催や情報提供を行います。	通年	商工自営業者への研修会等の情報提供	商工会議所等を通して研修会等の情報提供を行い女性人材の育成を支援する。	県講演会等を含め、商工会・商工会議所等への周知依頼を実施	商工会議所等を通して研修会等の情報提供を行い女性人材の育成を支援する。	人権・同和政策・男女共同参画推進課	
男女が共に参画する地域づくり	1 政策・方針決定への女性の参画の促進	(1) 審議会・委員会等への女性の登用の促進	30 審議会・委員会等委員への女性の登用	○ 市の審議会・委員会等委員の女性の割合を40%以上とすることを目標に、女性委員の登用を進めます。 ○ そのために、全庁的に意義・目的を共有し、選出区分の見直しなど具体的な対策を検討します。	—	該当なし	—	—	該当なし	総務課	
					—	該当なし	—	—	該当なし	人事課	
					—	該当なし	—	—	該当なし	財政課	

基本目標 I 男女共同参画の意識づくり

基本目標	主要課題	基本的施策	具体的事業	事業の説明	実施時期	5年度事業計画	今年度の目標	事業の実績 (実施できなかった理由)	今後の目標等	担当課
					随時	女性の登用についての関係機関との協議	各協議会等の目的、それに適応した人材の女性の登用のあり方を、選出区分の見直しを含めて、関係機関とともに検討する。	防災会議委員27人のうちの20人は各所属機関の役職者へ委嘱・任命している。市職員や学識経験者枠7人はすべて女性に委嘱・任命している。空家等審議会委員を各所属機関に推薦依頼する際に、女性委員の登用を積極的にご検討いただくようお願いしたが、委員12人のうち女性委員は4人で33.3%にとどまった。	各協議会等の目的、それに適応した人材の女性の登用のあり方を、選出区分の見直しを含めて、関係機関とともに検討する。	防災安全課
					—	該当なし	—	—	該当なし	DX推進室
					継続	各団体へ委員推薦依頼の際に女性委員の推薦の協力依頼を行う。また、選出区分の見直しを行う。	委員推薦依頼の際に女性委員の推薦の協力を依頼する。	委員推薦依頼の際に女性委員の推薦の協力を依頼したが、まち・ひと・しごと創生有識者会議の女性登用率は約15%であった。これは、各種団体から推薦を受けるためだと考えらる。	引き続き、委員推薦依頼の際に女性委員の推薦の協力を依頼する。また、選出区分の見直しを検討する。	企画政策課
					継続	女性委員の登用率の向上	登用率40%以上の目標達成に向け、引き続き関係団体への働きかけを行う。	八女市営住宅管理審議会については、働きかけを行ったが、女性委員の登用率は20.0%となった。	令和7年度の審議員の改選の際は、目標達成に向けて関係団体への働きかけを行う。	定住対策課
					継続	予定なし	—	該当なし	—	観光振興課
					随時	八女市融資運営委員会	女性登用に向けた検討機関確保のため、委員の推薦依頼を可能な限り早めに行う	委員推薦を依頼する際に女性登用の働きかけを行ったものの、登用率向上には至らなかった。	女性登用に向けた検討期間確保のため、委員の推薦依頼を可能な限り早めに行う。	商工振興課
					4月～	委員の選出について、可能な限り女性の登用を推薦依頼時に各団体の長にお願いする。	審議会委員の女性の割合30%以上	会議を開催する案件がなかったため開催していない。	委員の選出について、可能な限り女性の登用を推薦依頼時に各団体の長にお願いする。	商工・企業誘致課
					—	該当なし	—	—	該当なし	新庁舎建設課
					—	該当なし	—	—	該当なし	税務課
					—	該当なし	—	—	該当なし	市民課
					随時	環境審議会	環境審議会委員選出の際は、引き続き40%の女性委員確保のため、各団体に女性委員の選出を働きかける。	環境審議会	環境審議会委員選出の際は、引き続き40%の女性委員確保のため、各団体に女性委員の選出を働きかける。	環境課
					通年	改選を迎える審議会等の担当課に対し、女性選出についての呼びかけ及び情報提供	改選を迎える審議会等の担当課に対し、女性選出についての呼びかけ等を行い、先進地取り組みなどの情報を提供する。	審議会・委員会の女性登用について、各課に状況を公開し積極的な登用を呼び掛けた。	審議会・委員会等への女性の登用についてヒアリングを実施し、女性の登用を促進する。改選を迎える審議会等の担当課に女性委員の登用促進を呼びかける。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
					継続	各審議会や委員会の改選時に女性委員の推薦依頼を明文化し、女性員登用割合の維持・向上を図る。	・障害者基本計画策定委員会の女性委員の登用率を40%以上とする。	障害者基本計画策定委員会委員総数19名中6名の女性(31.6%)の登用であった。八女市自立支援協議会においては委員総数9名中女性4名(44.4%)であった。	障害者福祉推進員の改選の際は、男女が共に参画できるよう、女性委員の推薦を推奨し、女性委員の登用率を40%以上とする。	福祉課
					通年	子ども子育て会議委員の委員交代においては、適宜女性登用を進める。	現在の登用率64%(14名中9名女性)であるので、交代時にも適宜女性登用を検討し、40%以上を維持する。	子ども子育て会議委員については、9月の委員改選により女性登用率は64%(14名中9名女性)である。	交代時にも適宜女性登用を検討し、40%以上を維持する。	子育て支援課
					通年	八女市健康づくり推進協議会	協議会の構成員は、健康づくりに関係する医師会をはじめとする団体の代表であるため、委員会の改選時に各団体等に積極的な女性員の推薦を依頼する。	委員11名中5名が女性であり、女性割合40%以上となった。	協議会の構成員は、健康づくりに関係する医師会をはじめとする団体の代表であるため、委員会の改選時に各団体等に積極的な女性員の推薦を依頼する。	健康推進課
					通年	八女市国民健康保険運営協議会	委員については被保険者代表・公益代表・保険医代表で構成されるため、委員会の改選時は、各団体等に積極的な女性委員の推進を依頼する。	委員12名中5名が女性であり、女性割合40%以上となっている。	協議会委員選出の際は、40%の女性委員確保のため、各団体に女性委員の選出を働きかける。	健康推進課

基本目標 I 男女共同参画の意識づくり

基本目標	主要課題	基本的施策	具体的事業	事業の説明	実施時期	5年度事業計画	今年度の目標	事業の実績 (実施できなかった理由)	今後の目標等	担当課
					通年	審議会、委員会の委員選出や改選の際は女性委員の推薦を推奨する。	各種団体に推薦依頼しているため、女性委員の推薦が可能であれば、推薦していただけるようお願いする。引き続き女性人材リストを活用する。	各種団体に推薦依頼しているため、女性委員の推薦が可能であれば、推薦していただけるようお願いする。引き続き女性人材リストを活用する。	各種団体に推薦依頼しているため、女性委員の推薦が可能であれば、推薦していただけるようお願いする。引き続き女性人材リストを活用する。	介護長寿課
					継続	年間2回程の開催を計画している。	時期改選時に、女性を選出できるよう協議、働きかけを行う。	改選の際に、積極的に働きかけて各依頼部署では、検討いただいているが実現が困難であった。	各依頼部署で改選がある際に引き続き協力を求めていく。	建設課
					通年	各種委員会等の女性委員の登用率リストを作成し、計画的な推進を図る。	引き続き任期満了時に女性の登用を推進する。	関係機関、団体に推薦依頼しているため	引き続き任期満了時に女性の登用を推進する。	農業振興課
					通年	女性登用の在り方について、関係機関と協議する。	女性の登用については、一元的に40%を目標とするのではなく、協議会等の目的、人材に適応した女性の登用の在り方を関係機関とともに検討する。	関係機関、団体に推薦依頼しているため	女性の登用については、一元的に40%を目標とするのではなく、協議会等の目的、人材に適応した女性の登用の在り方を関係機関とともに検討する。	林業振興課
					継続	年4回、委員会を開催する。	次期改選時に、女性を選出できるよう協議、働きかけを行う。	改選の結果、地元からの選出ができなかった。	引き続き次期改選時に、女性選出への呼びかけや働きかけを行う。	第一整備室
					—	該当なし	—	—	計画なし	第二整備室
					—	計画なし	—	無	無	上下水道局
					通年	八女市教育委員会5人(教育長及び教育委員)について、女性の登用に努める。	引き続き任期満了時に登用率40%以上を目標に女性登用の推進に努める。	八女市教育委員会5人(教育長及び教育委員)について、女性の登用率40%を維持できた。	引き続き任期満了時に登用率40%以上を目標に女性登用の推進に努める。	学校教育課
					継続	社会教育委員(任期:令和4年7月11日)改選時に女性委員の登用を推進する	女性委員登用率40%	女性委員登用率41.6%	女性委員登用率40%	社会教育課
					継続	改選時に女性委員の登用を推進する。	委員の任期は2年なので、依頼の際に女性委員の協力を依頼する。	八女市スポーツ推進委員の女性登用率は約34%であった。任期は2年だが継続して受けてもらっているためだと考えらる。	委員の任期は2年なので、依頼の際に女性委員の協力を依頼する。	スポーツ振興課
					継続	文化財専門委員の女性登用を図る。	文化財専門委員は高い専門性が求められるため、関係機関の協力を得ながら人材の掘り起こしを行うことで女性登用率40%以上をめざす。	学会自体の男女比が女性26.7%であり、その中から八女市の文化財に詳しい先生を探して委員就任をお願いしているため、女性の候補者が他にみえず、目標値に達していない。	市内、県外ともに調査を進め、女性の学識経験者を探す。	文化振興課
					継続	委員選定を行う際は、女性委員の登用40%以上を目標とする。	引き続き、委員選定を行う場合は、女性委員の登用率40%以上を目標に努める。	委員選定がなかった。	委員選定を行う際は、女性委員の登用率40%以上を目標に努める。	人権・同和教育課
					—	該当なし	—	—	該当なし	会計課
					—	該当なし	—	—	該当なし	議会事務局
					—	該当なし	—	—	該当なし	監査事務局
					継続	女性農業委員の登用にに向けた啓発活動を行う。	女性が、立候補、または地域からの推薦により候補者として確立できるよう努める。	次期改選までは現在のままである。委員募集に際して、女性募集チラシをHPに掲載するなど女性委員候補者の確立に努めた。	女性が、立候補、または地域からの推薦により候補者として確立できるよう努める。	農業委員会事務局
					通年	協議会等の女性委員の登用の	協議会等への女性委員の登用を働きかける	実行委員会等において選出母体からの選出のため40%には届かなかった。	他の会議についても女性登用率を上げていきたい。	黒木支所
					通年	協議会等の女性委員の登用の促進	協議会等への女性委員の登用を働きかける。	既存の組織体制のため登用率を上げることはできなかった。	今後も引き続き協議会等へ女性委員の登用を働きかける。	立花支所
					継続	協議会等の女性委員の登用の促進	女性委員等の登用率を40%以上とする。	委員の構成中女性の登用率を40%以上を達成できた。	他の会議についても女性登用率を上げていきたい。	上陽支所
					—	なし	まちづくり協議会に女性登用を働きかけます。	無	他の会議についても女性登用率を上げていきたい。	矢部支所
					通年	協議会等の女性委員の登用の促進	協議会等への女性委員の登用を働きかける。	一部協議会で女性委員比率向上等の話が上がったが、比率向上には至らなかった。	今後も各種協議会に働きかけを行い女性委員比率を上げていく。	星野支所

基本目標 I 男女共同参画の意識づくり

基本目標	主要課題	基本的施策	具体的事業	事業の説明	実施時期	5年度事業計画	今年度の目標	事業の実績 (実施できなかった理由)	今後の目標等	担当課	
基本目標 I	地域活動における男女共同参画の推進	(1) 地域活動への女性の参画の促進	31 女性人材リストの整備・活用	○ 審議会・委員会等委員の選出をはじめ、さまざまな場面への女性の参画につなげるため、女性人材リストの整備・活用を行います。	通年	女性人材リストの整備	女性人材リストの登録を呼びかけ、整備を行う。講座受講生等に人材リスト登録を呼びかける。	リスト登録者へ連絡、確認	女性人材リストの登録を呼びかけ、整備を行う。講座受講生等に人材リスト登録を呼びかける。	人権・同和政策・男女共同参画推進課	
			32 地域活動団体への女性参画の促進	○ まちづくり協議会や行政区など地域で活動する団体に対し、女性役員の登用を進めるよう働きかけます。	令和6年2月	次期(令和6年度)行政区長の推薦依頼	地域活動における男女共同参画推進の観点から、女性の行政区長の推薦について配慮を依頼する。	令和6年度行政区長の推薦依頼時に、女性の行政区長の推薦について配慮をお願いした。	地域活動における男女共同参画推進の観点から、引き続き、女性の行政区長の推薦について配慮を依頼する。	総務課	
			33 地域活動団体の役員への啓発・情報提供	○ 地域活動団体の役員等に対し、地域活動における男女共同参画に関する啓発や情報提供を行います。	通年	地域活動団体の役員への啓発・情報提供	総務課や企画政策課と連携しながら行政区やまちづくり団体等に男女共同参画に関する情報提供を行う。	県講演会等を含め、商工会・商工会議所等への周知依頼を実施	総務課や企画政策課と連携しながら行政区やまちづくり団体等に男女共同参画に関する情報提供を行う。	人権・同和政策・男女共同参画推進課	
	地域防災活動における男女共同参画の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った防災・復興の促進	34 地域防災活動への女性参画の促進	○ 女性消防団員の活動支援や、自主防災組織への女性の参画促進に取り組みます。	通年	火災予防教室をはじめとした、女性消防団員による各種行事への参加を促す。	女性消防防災士を養成し、自主防災組織の活動に参画しやすい基盤づくりを行う。	女性消防団員による応急手当の普及活動や火災予防啓発活動などを行った。また、市の主催事業で新たに11人の女性防災士を育成することができた。	女性防災士を養成し、自主防災組織の活動に参画しやすい基盤づくりを行う。	防災安全課	
			35 災害対応における男女共同参画に関する啓発	○ 女性被災者への配慮の必要性など、災害対応における男女共同参画の視点について啓発や情報提供を行います。	通年	防災安全課との連携	男女共同参画の視点に立った災害対応について、情報提供を行う。	男女共同参画の視点に立った災害対応について、研修等の情報提供を行った。	防災安全課と連携して男女共同参画の視点に立った災害対応を促進する。	人権・同和政策・男女共同参画推進課	
	市民との協働による男女共同参画の推進	(1) 市民と行政の協働による事業の推進	36 男女共同参画推進団体の活動の支援	○ 地域で男女共同参画を推進する団体の活動を支援します。	通年	男女共同参画まちづくり市民団体の支援	情報提供や活動を支援する。	広報紙実行委員会等で市全体の活動として実施	男女共同参画まちづくり団体のネットワーク化を行い活動を支援する。	人権・同和政策・男女共同参画推進課	
			37 事業の企画・運営への市民参画の促進	○ 男女共同参画に関する市民企画講座や、男女共同参画情報誌の企画・編集など、男女共同参画団体との協働による活動を行います。	通年	市民企画講座の開催支援 市民協働による男女共同参画情報誌の発行	市民企画講座の開催支援、情報誌の発行により市民の参画を図る。	市の他の行事と重なり開催することができなかった。	男女共同参画まちづくり団体による市民協働の講演会や講座の開催、情報誌の発行により市民の参画を図る。	人権・同和政策・男女共同参画推進課	
	男女が自立し、安心して暮らせる生活への支援	生涯を通じた健康づくりの支援	(1) 生涯を通じた健康づくりの支援	38 生涯を通じた健康づくりの支援	○ 思春期・更年期などの課題に対応し、健康寿命を延ばすため、生涯を通じた健康づくりの支援に取り組みます。	通年	出前講座 小中学校での性教育	各学校からの要請による性教育講座に対応する。	学校からの依頼がなかった。	各学校からの要請による性教育講座に対応する。	子育て支援課
				38 生涯を通じた健康づくりの支援	○ 思春期・更年期などの課題に対応し、健康寿命を延ばすため、生涯を通じた健康づくりの支援に取り組みます。	継続	出前講座 特定保健指導	年齢や性差に関係なく、健康寿命の延伸と生涯を通じた健康づくりの支援を行うため、出前講座や特定保健指導を行う。	・保健師、管理栄養士による生活習慣病予防の講話や、健診受診について、食育講座、心の健康づくりのために市民がみんなで支え合えるゲートキーパーの養成講座など依頼を受け実施した。 ●12件、343人受講 ・特定保健指導の対象者が自身の健康状態に気付き、生活習慣を振り返って健康な状態に改善できる保健指導を実施した。	年齢や性差に関係なく、住民全ての健康寿命の延伸と生涯を通じた健康づくりの支援を行うため、ポピュレーションでは出前講座で地域に出向いて支援を行い、また、個別では特定健診受診者の内、特定保健指導の対象者への生活習慣改善の支援を行う。	健康推進課
				39 健康診査事業の充実	○ 女性特有のがんなどの早期発見・予防のため健康診査を実施するとともに、受診率向上に努めます。	継続	特定健診、20代・30代健診、後期高齢者健診、各種がん検診を実施する。その中でも、女性特有の子宮がん・乳がん検診の受診者の拡大を図るため、女性のみ健診日(医師や技師などスタッフ全員女性)＝レディースデーを設け、女性が健診を受けやすい環境の整備を行う。	6月～11月に特定健診、20代・30代健診、後期高齢者健診、各種がん検診の住民健診を実施する。子宮がん検診は20歳以上、乳がん検診は40歳以上を対象に集団・医療機関での検診を実施。	地区健診を47日実施し、うちレディースデーを6日間設け、女性が健診・検診を受診しやすい環境を構築した。子宮頸がん検診(20歳以上)・乳がん検診(40歳以上)の受診促進のため、検診の対象となった年齢の女性に対し検診が無料になるクーポン券を配付した。	6月～11月に特定健診、20代・30代健診、後期高齢者健診、各種がん検診の住民健診を実施する。子宮がん検診は20歳以上、乳がん検診は40歳以上を対象に集団・医療機関での検診を実施する。また、健(検)診に行きやすくするための支援を行う。	健康推進課
40 健康相談の充実				○ 性別にかかわらず心の相談などの悩みに対応し、心身の健康維持を図ります。	継続	健康相談 こころの健康相談	各地区で行う健康相談や、こころの健康相談で、性別にかかわらず様々な悩みに対して支援を行う。また、相談しやすい環境づくりを行い、リモートによる相談について研究する。	住民の身近な場所で健康相談やこころの相談を実施した。対面での相談が苦手な人へは電話での相談に対応した。 ・健康相談 53回 79人 ・こころの相談 12回 27人	・健康相談では日程を決めずに、相談したいときに予約をもらい、相談者の希望する場所での実施に変更し、より利用しやすいように変更する。また、電話以外でのリモート相談体制を構築する予定。 ・こころの健康相談では本庁と東部(黒木支所)で回数を増やし、だれもが相談しやすい環境を設定することで心身の健康を守る支援を行う。	健康推進課	

基本目標 I 男女共同参画の意識づくり

基本目標	主要課題	基本的施策	具体的事業	事業の説明	実施時期	5年度事業計画	今年度の目標	事業の実績 (実施できなかった理由)	今後の目標等	担当課	
	(2) 妊娠・出産に関する健康づくりの支援	41	妊婦・乳幼児健康診査の充実	○ 妊婦・乳幼児の健康づくりのため健康診査を実施し、疾病の早期発見や予防に努めます。	通年	妊婦(歯科)健康診査 4ヶ月児健診、10ヶ月児健診、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診及び3歳児視力検査、新生児聴覚検査	妊婦や乳幼児の健康診査を実施し、疾病の予防、早期発見に努める。	妊婦健康診査(14回)及び妊婦歯科健康診査(1回)を公費負担し、妊婦の健康管理を図った。乳幼児健康診査を実施し、疾病の早期発見・早期治療に努めた。	妊婦や乳幼児の健康診査を実施し、疾病の予防、早期発見に努める。	子育て支援課	
			42	妊婦相談・子育て相談の充実	○ 安心して出産・子育てできるよう、健康相談や訪問指導で不安の軽減を図ります。	通年	妊婦及び子育て相談、並びに新生児及び妊産婦訪問 伴走型相談支援	妊産婦や新生児の相談・訪問指導を実施し、出産及び育児の悩みや不安の軽減を図る。	R5年度より伴走型相談支援として、妊娠届の時、出生届の時に対象者全員に面談を実施。妊娠7・8カ月の妊婦に対してアンケートを実施。希望者には面談を行い、出産及び育児の悩みや不安の軽減を図った。子育て相談を市内2カ所で行った。	妊産婦や新生児の相談・訪問指導を実施し、出産及び育児の悩みや不安の軽減を図る。	子育て支援課
			43	男性の理解の促進	○ 妊娠・出産に関する男性の理解を深め、育児への参画を進めるよう、父母参加型の育児講座や情報交換の集いを開催します。	通年	育児に関する父母参加型講座の開設(マタニティさん集まれ、パパ・ママ集まれ) 父子健康手帳の交付	父母参加型の講座を開催し、妊娠・出産に関する男性の理解を深め、男性の育児への参画につなげていく。	・母子健康手帳配付と併せて、父子健康手帳を配付 ・マタニティさん集まれ12回開催 120人中父親30人参加 ・パパママ集まれ9回開催 534人中父親75人参加	父母参加型の講座を開催し、妊娠・出産に関する男性の理解を深め、男性の育児への参画につなげていく。	子育て支援課
	(3) スポーツを通じた健康づくりの支援	44	女性が参加しやすいスポーツ事業の充実	○ 女性が参加しやすい各種スポーツ事業を開催し、健康づくりに寄与するスポーツ活動を推進します。	継続	女性が参加しやすいスポーツ事業の開催	スポーツ事業への参加の働きかけと女性のニーズの把握を行う。	スプリングウォーク(オンラインイベント)を実施にあたりホームページやチラシ、ポスターにより参加を働きかけた。 623人参加、女性の参加は367人(58.9%)であった。	今後も女性の参加率50%以上を目標とする。	スポーツ振興課	
社会的な困難を抱えた人への支援	(1) ひとり親家庭に対する支援	45	ひとり親家庭の生活の自立に対する支援	○ 経済的自立を支援するための事業を行うとともに、各種制度の周知を図ります。 ○ 生活や子どもの養育、就業などに関する相談機能の充実を図ります。	通年	ひとり親サポートセンター、ハローワークと連携を取り、相談会の開催や広報における周知を行う。	ひとり親サポートセンター、ハローワークと連携を取り、相談会の開催や広報における周知を行う。	ひとり親サポートセンター、ハローワークと連携を取り、8月の児童扶養手当現況届会場で相談会の場を設けるなど、制度の周知、広報を行いました。	ひとり親サポートセンター、ハローワークと連携を取り、相談会の開催や広報における周知を行う。	子育て支援課	
			(2) 高齢者・障がい者に対する支援	46	高齢者・障がい者の生活の自立に対する支援	○ 関係機関と連携し、高齢者や障がい者の就労支援を行います。 ○ 地域で安心して暮らせるよう、生活支援体制の整備や相談機能の充実を図ります。	継続	関係機関との連携体制を強化・推進し、生活支援体制の整備や相談機能の充実を図る。	コロナ禍で縮小していた会議や研修会を再開拡充し、関係機関との連携体制を強化推進するとともに相談・支援機能の充実を図る。	顔の見える関係の構築と連携体制の強化推進を意識し、会議・研修会を開催できた。ネットワーク会議や自立支援協議会等で地域で安心して暮らせる生活支援体制の整備に向けた協議を行った。	継続して連携体制の強化推進を図り、生活支援体制を充実強化するための協議のシステムを確立する。
	(3) 経済的困難を抱えた人に対する支援	48	生活の安定を図るための支援	○ 関係機関と連携し生活支援に取り組み、各種制度の周知を図ります。 ○ 生活や就業などに関する相談機能の充実を図ります。	継続	関係各課・社会福祉協議会等との連携強化を図り、相談支援体制の充実を図る。	研修等通して、相談対応の質の向上を図り、各種団体と連携することにより対応力の向上に努める。	社会的な困難を抱えた人たちの支援を行った。また、各種関係機関と連携を強化することで、相談対応の向上を図った。	社会的な困難を抱えた人たちの支援を行った。また、各種関係機関と連携を強化することで、相談対応の向上を図った。	引き続き社会的な困難を抱えた人たちの支援に向け、相談の質の向上に努めるとともに、各種団体との連携を図ることで対応力の向上を目指す。	介護長寿課
			(4) 外国人に対する支援	49	外国人の生活の自立に対する支援	○ 外国人が地域で孤立しないよう、国際理解のための啓発や、日本語学習などの支援を行います。	継続	八女日本語教室「よーら話そう」へ補助金を交付し、活動を支援する。	外国人が地域で孤立しないよう、日本語教室を支援する。	令和5年度は案件はなかったが、子育て支援課、福祉課、介護長寿課など関係各所と情報共有するなど連携を図った。	引き続き、DV被害者等の相談においては、より一層慎重な対応や行動に心掛けるよう係全体での意識徹底を図る。
	(5) 性的少数者に対する支援	50	正しい理解を深めるための啓発	○ 性的指向や性自認に関する正しい理解を深めるための啓発を行います。	通年	広報紙をはじめとした各種広報媒体による啓発活動及び様々な人権啓発資料の作成を行う。	・広報紙面やインターネットを活用し、様々な人権課題についての情報提供の充実を図る。	広報紙での情報発信及び12月の人権週間啓発リーフレットで性の多様性に関する理解促進を図った。また、人権セミナーでは、当事者を講師に迎え講演会を実施した。	・広報紙面やインターネットを活用し、様々な人権課題についての情報提供の充実を図る。	人権・同和政策・男女共同参画推進課	
			47	公共施設の整備・充実	○ 誰もが安心して利用できるよう、公共施設や道路のバリアフリー化など都市基盤の整備を進めます。	継続	市営住宅の維持管理	市営住宅の長寿命化を図り、施設の維持管理とともに高齢者、障がい者対応の住宅の継続確保に努めます。	令和5年度は案件はなかったが、子育て支援課、福祉課、介護長寿課など関係各所と情報共有するなど連携を図った。	引き続き、DV被害者等の相談においては、より一層慎重な対応や行動に心掛けるよう係全体での意識徹底を図る。	建設課

基本目標 I 男女共同参画の意識づくり

基本目標	主要課題	基本的施策	具体的事業	事業の説明	実施時期	5年度事業計画	今年度の目標	事業の実績 (実施できなかった理由)	今後の目標等	担当課
基本目標 I	配偶者等からの暴力の根絶	(1) DVに関する啓発の推進	51 DV防止に関する啓発・情報提供	○ 市の広報紙やホームページ等を活用して、DV防止に関する啓発や情報提供を行います。 ○ 学校などを通じ、若年者に対してデートDVに関する啓発を行います。	11月 7月 1月	市広報・ホームページ等での啓発記事の掲載 デートDV冊子の配布	市広報やホームページ等を活用して、DV防止に関する啓発を推進する。 デートDV冊子を中学生や新成人に配付し、若年層への啓発を行う。	「女性に対する暴力をなくす運動」週間に併い、広報で啓発	市広報やホームページ等を活用して、DV防止に関する啓発を推進する。 デートDV冊子を中学2年生や新成人に配付し、若年層への啓発を行う。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
			52 DV相談窓口の周知	○ 市の広報紙やホームページをはじめ、さまざまな手段を活用して相談窓口の周知を図ります。	通年	DV相談窓口の周知	様々な媒体を活用し、DV相談窓口の周知を図る。 相談電話カードの施設設置。	相談電話カードの施設設置は新規。 (令和6年7月に相談電話カードの内容を訂正して設置するため。)	様々な媒体を活用し、DV相談窓口の周知を図る。 相談電話カードの施設設置を継続する。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
		(2) DVに関する相談・支援体制の強化	53 DV相談窓口の整備・充実	○ 女性相談員を設置し、DVをはじめとした女性からの相談に対応します。	通年	平成31年4月より配置している女性相談員による相談体制の継続	女性相談員による女性からの相談支援を行う。	令和5年度相談件数178件対応	女性相談支援員による女性からの相談支援を行う。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
			54 関係職員の資質の向上	○ 相談に関わる職員や窓口の職員などを対象に研修や情報提供を行い、資質の向上に努めます。	1月	相談窓口職員を対象とした研修会の開催	相談窓口職員を対象とした研修会の開催し資質の向上に努める。	福岡県女性相談所に依頼し、R6年4月1日施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援新法)を踏まえて、当初1月開催予定だったが、「福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」策定の遅れ等もあり、県の調整がつかず、結果的に実施できなかった。	相談窓口職員を対象とした研修会の開催し資質の向上に努める。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
			55 庁内関係課の連携強化	○ DV被害者支援庁内ネットワーク部会を中心に、庁内連携の強化を図ります。 ○ 各課でDV対応マニュアルに沿った対応を徹底するとともに、必要に応じてマニュアルの見直しを行います。 ○ 被害者の安全確保のため、各種手続きのワンストップサービスを実施します。	6月	DV被害者支援庁内ネットワーク部会	DV被害者支援庁内ネットワーク部会を開催し、DV被害者支援マニュアルの確認を行い、庁内関係課の連携を深める。	ネットワーク部会会議開催(6月)	DV被害者支援庁内ネットワーク部会を開催し、DV被害者支援マニュアルの確認を行い、庁内関係課の連携を深める。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
					継続	市営住宅の維持管理	市営住宅の長寿命化を図り、施設の維持管理とともに高齢者、障がい者対応の住宅の継続確保に努めます。	令和5年度は案件はなかったが、子育て支援課、福祉課、介護長寿課など関係各所と情報共有するなど連携を図った。	引き続き、DV被害者等の相談においては、より一層慎重な対応や行動に心掛けるよう係全体での意識徹底を図る。	定住対策課
					継続	○ 庁内連携の強化 ○ DV対応マニュアルに沿った対応の徹底 ○ ワンストップサービスの実施	被害者の安全確保のため、庁内において情報を共有して連携を強化し、DV対応マニュアルに沿った対応を徹底するとともに、手続きのワンストップサービスを実施します。	被害者の安全確保のため、DV対応マニュアルに沿い、手続きのワンストップサービスを行った。	被害者の安全確保のため、庁内において情報を共有して連携を強化し、DV対応マニュアルに沿った対応を徹底するとともに、手続きのワンストップサービスを実施する。	税務課
					継続	・DV被害者支援関連部署との連携強化を図る。 ・DV被害者の安全確保のため、ワンストップサービスを実施する。	・DV被害者の住所情報が漏洩しないよう、関連部署と連携を強化し、情報共有を図る。 ・DV被害者の安全確保のため、支援措置申出手続きの際、ワンストップサービスを実施する。	・DV被害者支援関連部署と連携を図りながら、支援措置申出手続きを行った。 ・支援措置申出手続きの際には、DV被害者の安全確保のため、ワンストップサービスを実施した。	・DV被害者の住所情報が漏洩しないよう、関連部署と連携を強化し、情報共有を図る。 ・DV被害者の安全確保のため、支援措置申出手続きの際、ワンストップサービスを実施する。	市民課
					通年	該当なし	DV被害者等からの相談があった場合は、マニュアルに沿って、庁内関連部署へ速やかに情報提供を行い、外部に漏洩しないよう情報管理を徹底する。	庁内連携強化に努めた。DV被害者からの相談は無かった。	DV被害者等からの相談があった場合は、庁内関連部署へ速やかに情報提供を行い、外部に漏洩しないよう情報管理を徹底する。	環境課
					継続	DV対応マニュアルに沿った対応の徹底と被害者の安全確保と支援体制の強化に努める。	被害者の安全確保のため、庁内関連部署へ速やかに情報提供を行い、情報を共有して連携を強化し、DV対応マニュアルに沿った対応を行う。	被害者の安全確保のため、DV対応マニュアルに沿って、連携した支援を進めることができた。	被害者の安全確保のため、庁内関連部署へ速やかに情報提供を行い、情報を共有して連携を強化し、DV対応マニュアルに沿った対応を徹底する。	福祉課
					通年	被害者の安全確保のため、各種手続きのワンストップサービスを実施する。	相談者に寄り添い、担当課と連携し被害者の安全を確保しつつワンストップサービスでスムーズな手続きを行う。	被害者保護のためのマニュアルに沿い、相談者の状況に応じ、各種手続きの個別対応等を行っている。	相談者に寄り添い、担当課と連携し被害者の安全を確保しつつワンストップサービスでスムーズな手続きを行う。	子育て支援課
					継続	DV被害者支援の庁内連携を強化します。	○ DV被害者支援のため、庁内連携の強化を図ります。 ○ DV対応マニュアルに沿った対応を徹底するとともに、必要に応じてマニュアルの見直しを行います。 ○ 被害者の安全確保のため、各種手続きのワンストップサービスを実施します。	庁内連携強化に努めた。	DV被害者等からの相談があった場合は、庁内関連部署へ速やかに情報提供を行い、外部に漏洩しないよう情報管理を徹底する。	健康推進課

基本目標 I 男女共同参画の意識づくり

基本目標	主要課題	基本的施策	具体的事業	事業の説明	実施時期	5年度事業計画	今年度の目標	事業の実績 (実施できなかった理由)	今後の目標等	担当課
					通年	総合相談窓口である各地域包括支援センターと一体的に庁内連携の強化を図り、DV対応マニュアルに沿った対応の徹底と被害者の安全確保と支援体制の強化に努める。	全係全員がDV対応マニュアルを理解し、マニュアルに沿った対応ができるよう標準化を図る。	庁内の連携強化を計りながら、対応することができた。	庁内の他の部署と連携を計りながら、マニュアルに添ったDV対策に取り組む。	介護長寿課
					継続	・庁内ネットワーク部会を軸とした情報共有などの連携強化 ・マニュアルに沿った対応の徹底 ・ワンストップサービスの実施	被害者の安全確保を重視し、情報の共有及び管理を徹底する。また、マニュアルに沿った対応を行い、他の係へ出向くなどワンストップ対応に努める。	DV被害者からの相談は無かった。「DV被害者支援庁内ネットワーク部会」会議の資料等の回覧を行い、意識の徹底を図った。	マニュアルの徹底を行い、必要に応じて他の窓口に出向くなどワンストップ対応や更に必要な場合は訪問により対応できるように努める。	上下水道局
					随時	DV対応マニュアルに沿った対応を徹底する。	DV対応マニュアルに基づき、関係機関と共通理解を図り、適切な対応を図る。	DV対応マニュアルに基づき、関係機関連携し適切な対応を図ることができた。	今後もDV対応マニュアルに基づき、関係機関と共通理解を図り、適切な対応を図る。	学校教育課
					継続	・DV被害者支援関連部署との連携強化を図る。 ・DV被害者の安全確保のため、ワンストップサービスを実施する。	・DV被害者の住所情報が漏洩しないよう関連部署と連携を強化し、情報共有を図る。 ・DV被害者の安全確保のため支援措置申出等の手続きの際、ワンストップサービスを実施する。	・DV被害者支援庁内ネットワーク部会に参加し庁内連携を図った。 ・DV被害者支援のための研修を受講した	・被害者の安全確保のため、庁内で情報共有を行い連携を強化する。 ・DV対応マニュアルに沿った対応を徹底し、手続きのワンストップサービスを実施する。	黒木支所
					随時	○庁内連携の強化 ○DV対応マニュアルに沿った対応の徹底 ○ワンストップサービスの実施	なるべく人と会わないような来庁ルート、相談室等の確保に努め、各種手続きのワンストップサービスについては短時間で対応できるようにする。	来庁ルート、相談室等の確保に努め、各種手続きのワンストップサービスについては少人数で短時間で対応できるようにした。	引き続き、支援が必要な方へ配慮した対応をするとともに、庁内ネットワーク部会を中心とした連携に努める。	立花支所
					継続	・DV被害者支援関連部署との連携強化を図る。 ・DV被害者の安全確保のため、ワンストップサービスを実施する。	・DV被害者の住所情報が漏洩しないよう関連部署と連携を強化し、情報共有を図る。 ・DV被害者の安全確保のため支援措置申出等の手続きの際、ワンストップサービスを実施する。	DV被害者支援庁内ネットワーク部会に参加し庁内連携を図った。 DV被害者支援のための研修等を受講した	被害者の安全確保のため、庁内において情報を共有して連携を強化する。 DV対応マニュアルに沿った対応を徹底し、手続きのワンストップサービスを実施する。	上陽支所
					通年	○庁内連携の強化 ○DV対応マニュアルに沿った対応の徹底 ○ワンストップサービスの実施	・被害者の安全確保のため、庁内において情報を共有し、連携を強化する。 ・DV対応マニュアルに沿った対応を徹底し、手続きのワンストップサービスを実施する。	・DV被害者支援庁内ネットワーク部会に参加し庁内連携を図った。 ・被害者の安全確保のため、なるべく人と会わないような来庁ルート、対応場所を想定し、ワンストップサービスで短時間で手続きできるよう協議した。	・被害者の安全確保のため、庁内において情報を共有し、連携を強化する。 ・DV対応マニュアルに沿った対応を徹底し、手続きのワンストップサービスの実施で短時間で対応を可能にする。	矢部支所
					継続	・DV被害者支援関連部署との連携強化を図る。 ・DV被害者の安全確保のため、ワンストップサービスを実施する。	・DV被害者の住所情報が漏洩しないよう関連部署と連携を強化し、情報共有を図る。 ・DV被害者の安全確保のため、支援措置申出等の手続きの際、ワンストップサービスを実施する。	・DV被害者支援庁内ネットワーク部会に参加し庁内連携を図った。 ・DV被害者支援のための研修を受講した	・被害者の安全確保のため、庁内で情報共有を行い連携を強化する。 ・DV対応マニュアルに沿った対応を徹底し、手続きのワンストップサービスを実施する。	星野支所
			56 関係機関との連携強化	○ 県の各部署や警察など関係機関と連携し、被害者の保護・支援を行います。	通年	関係機関との連携	関係機関との連携を深め、被害者支援のための迅速、適切な対応を図る。	県婦人相談所と連携を図り、情報の共有を図った。	関係機関との連携を深め、被害者支援のための迅速、適切な対応を図る。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
行動計画を推進するための取り組み	(1) 庁内の推進体制の充実	57 男女共同参画推進協議会の活動の充実	○ 男女共同参画推進協議会を開催して課題の共有と全体化を図り、行動計画を着実に推進します。	8月	男女共同参画推進協議会の開催	男女共同参画推進協議会の開催し、行動計画の進捗状況について情報共有する。	9月に協議会を開催した。	男女共同参画推進協議会を開催し、行動計画の進捗状況について情報共有する。	人権・同和政策・男女共同参画推進課	
		58 女性職員の登用と職域拡大	○ 女性職員が活躍できる環境整備のため、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を推進します。	継続	職員の能力開発と人材育成	特定事業主行動計画の検証を行い、計画の見直しを行う。当該計画を職員へ周知し、諸制度の活用を推進する。 当該計画の女性職員管理職の割合の数値目標は、20%以上としている。 併せて、ライン職(課長補佐、係長)に占める女性職員の割合を34%以上とする。	管理職(部課長級)に占める女性職員の割合を20%以上にする数値目標に対し、令和5年度は18.2%に止まった。 まずは、管理職への登用のための必要となる職務経験の機会を付与する取組として、ライン職(課長補佐、係長)に占める女性職員の割合(令和5年度:28.8%)の向上が必要である。	管理職に占める女性職員の割合を20%以上とする。 また、管理職になるための必要となる職務経験の機会を付与するため、ライン職(課長補佐、係長)に占める女性職員の割合を34%以上とする。	人事課	
		59 職員の育児・介護等の両立支援	○ 職員のワーク・ライフ・バランスを実現するため、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画を推進します。	継続	制度の周知徹底、意識啓発	特定事業主行動計画の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。当該計画を職員へ周知し、諸制度の活用を推進する。	令和3年度から令和7年度までの第2期特定事業主行動計画を検証し、当該計画を職員が閲覧できる環境で周知を図り、出産予定の職員には、子育てハンドブックを配布した。	特定事業主行動計画の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。 計画を職員へ周知し、諸制度の活用を推進し、仕事と家庭の両立を支援する。	人事課	

基本目標 I 男女共同参画の意識づくり

基本目標	主要課題	基本的施策	具体的事業	事業の説明	実施時期	5年度事業計画	今年度の目標	事業の実績 (実施できなかった理由)	今後の目標等	担当課
			60 職員に対する啓発・情報提供	○ 男女共同参画に関する理解を深めるため、職員研修などによる啓発や情報提供を行います。	継続	職員への啓発と自己の意識改革	全庁的な啓発活動により、職場のハラスメント防止を図る。	相談窓口となるハラスメントの苦情相談員及び苦情処理委員会を全職員に周知し、職員のハラスメント防止を図った。	全庁的な啓発活動により、職場のハラスメント防止を図る。	人事課
			(2) 行動計画の進捗管理	61 男女共同参画推進審議会の充実	○ 男女共同参画推進審議会において、行動計画の進捗状況をはじめ男女共同参画行政に関して委員の意見を聴き、施策に反映するよう努めます。	8月	八女市男女共同参画推進審議会の開催	八女市男女共同参画推進審議会の開催し、行動計画の進捗状況等について意見を聞く。	行政職員研修(あすばる主催)に2年目職員研修と位置づけて受講した。	県開催の「情勢職員のためのセミナー」についての情報提供を、職員の男女共同参画の視点について理解を深めるための研修として人事課に行う。
		62 行動計画の進捗状況の公開	○ 行動計画の毎年度の進捗状況を市のホームページ等に掲載し、広く市民に公開します。	9月	行動計画の進捗状況のホームページ掲載	行動計画の進捗状況の公開し、計画を推進する。	行動計画の進捗状況のホームページ掲載を実施	行動計画の進捗状況のホームページ掲載を実施	行動計画の進捗状況の公開し、計画を推進する。	人権・同和政策・男女共同参画推進課
		63 市民アンケートの実施	○ 男女共同参画に関する市民の意識と実態を把握し、施策の参考とするため、必要に応じて市民アンケートを実施します。	—	該当なし	—	—	該当なし	該当なし	人権・同和政策・男女共同参画推進課